

介護保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収を「平準化」します

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316
町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

介護保険料および後期高齢者医療保険料が特別徴収（年金からの天引き）となっている方は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として保険料を納めていただいています。しかし、所得の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じてしまう場合があります。

このため、両徴収額の差が大きく異なることが想定される方について、天引きされる額が年間を通してできるだけ均等になるように6月以降の徴収額を変更します。

◆本徴収の額は、本人・同一世帯の収入などを基に再計算し、7月上旬にお知らせします。

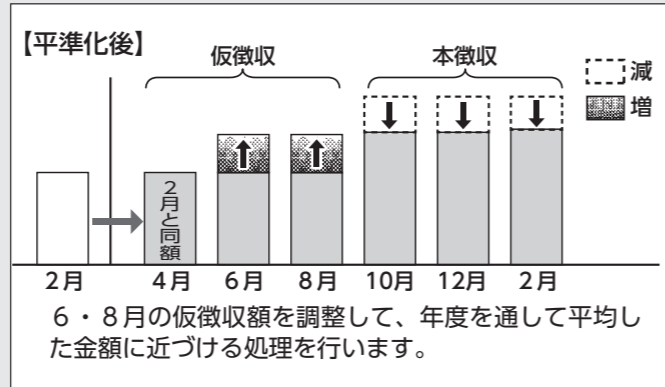
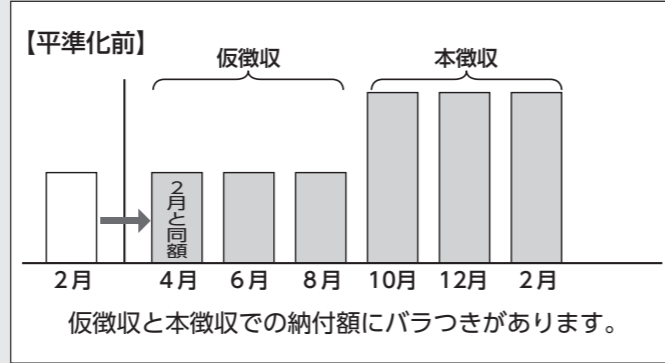
◆仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

◆平準化を行っても、「本徴収」時の再計算により保険料が大きく変わった場合などは、年度内での保険料額の変動が大きくなる場合があります。

◆この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。



【イメージ図】



※「平準化」とは、年度前半と年度後半の保険料額の差が大きい方について、6月と8月の天引き額を調整し、年度を通じての保険料額の差を少なくすることです。

飼い主のいない猫を地域で見守る「地域猫活動」

問合せ 環境課 環境保全担当
☎ (38) 0401

町では、飼い主のいない猫を原因とする生活環境の悪化を軽減・改善するため、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、飼い主のいない猫を地域で適切に管理する活動（地域猫活動）を行う住民やボランティアの皆さまと協働して、猫のTNR活動の普及啓発を行っています。



さくらねこ無料不妊手術事業とは？

飼い主のいない猫の問題を殺処分ではなく不妊手術（TNR）によって解決しようとする行政やボランティアを支援する事業です。（公益財団法人どうぶつ基金より引用）

TNR活動とは？

T [Trap (捕獲)] N [Neuter (不妊去勢手術)] R [Return (元の場所に戻す)] の頭文字のTNRのことで、不妊去勢手術をするために捕獲し、手術後に元の場所に戻す活動のことです。

不妊去勢手術を行った猫は、見た目にわかるように片方の耳先をVの字にカットします。その耳の形がさくらの花びらの形に似ていることから「さくらねこ」とも呼ばれます。

介護保険利用料の助成・介護保険料の減免のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

町では、所得の低い方を対象に介護保険利用料の助成と介護保険料の減免を実施しています。

介護保険サービスを利用している方や65歳以上で保険料を納めている方のうち、一定の要件に該当する方が対象となります。

該当する方は、申請書類等の提出が必要となりますので、高齢介護課窓口までお越しください。

介護保険利用料の助成

介護保険利用料の支払いが困難な方（生活保護受給者世帯を除く）が利用する料金の一定割合を助成します。

利用料の割引は、町と協定を締結している事業者で介護サービスを利用した際に、「介護サービス利用者負担助成認定証」を提示することで受けられます。「介護サービス利用者負担助成認定証」の交付対象となる方とその対象サービスは、表1のとおりです。

なお、福祉用具購入費・住宅改修費、または町と協定を結んでいない事業者のサービスを受けた場合は、申請書の提出による償還払い（払い戻し）となります。

▼表1 介護保険利用料の助成

対象者の介護保険料区分	助成割合	対象サービス
①第1段階*に該当する方	2分の1	全サービス
②第1段階に該当する方	4分の1	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス ・施設サービス（食事代・居住費を除く） ・福祉用具購入費 ・住宅改修費 ・総合事業の訪問事業および通所事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）
③第2段階に該当する方		
④第3段階に該当する方		
⑤40歳以上65歳未満の方（2号被保険者といいます）で第1・2・3段階に準じる方		

※本人が老齢福祉年金受給者で本人を含めて世帯全員が住民税非課税

介護保険料の減免

生活が著しく困窮している方などの介護保険料を減額・免除します。対象となる方は、表2・表3の要件に該当する方です。

▼表2 介護保険料の減額

収入の少ない方	減免の内容
介護保険料区分が、第1段階（生活保護受給者を除く）の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が60万円以下の方	申請日以降に納期を迎える保険料を2分の1に軽減
介護保険料区分が、第2段階の方	申請日以降に納期を迎える保険料を第1段階と同額に軽減
要件（次のすべてに該当する方）	
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険などの医療保険の被扶養者となっていない ・自宅を除き活用できる資産がない ・預貯金額が300万円以下である など複数の要件があります。 	
申請の際に持参するもの	
<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金通帳（年金振込先口座など被保険者本人名義のものすべて） ・健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、協会けんぽ、組合健保など） 	

▼表3 介護保険料の免除

退所、退院などの見込みのない方
刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。
現在、介護保険が適用されない施設（精神科病院など）に6か月以上入院（所）して、退院（所）の見込みのない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。
申請の際に持参するもの
<ul style="list-style-type: none"> ・入院（所）中もしくは収監中であることの証明ができる書類 ・退院（所）の見込みがないと分かるように記載された診断書